平成２５年（フ）第３９号
宮崎市吉村町浮之城甲36番地８
債務者　久保田美那子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２５号
鹿児島県鹿児島市下荒田２丁目43番４号　三越ハイツ505号
債務者　小島めぐみ
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２７号
広島県福山市駅家町大字法成寺2152番地３
債務者　手嶋　浩一
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１９号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘８番１―704号
債務者　中村　早苗
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３号
青森県八戸市小中野４丁目３番28号　石岡住宅２号、前住所青森県八戸市大字糠塚字蟹沢22番地５
債務者　石岡　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
青森県八戸市吹上３丁目７番48号　はつかり荘７号
債務者　畑崎　順子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
神奈川県三浦市三崎町諸磯1205番地３　パークヒルミチコ202
債務者　川西　政男
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１６号
神奈川県三浦郡葉山町長柄1572番地の６
債務者　大竹　沙織（旧姓柏井）
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２４６７号
名古屋市南区笠寺町字姥子山18番地　コーポ美佐和22号、従前の住所名古屋市西区幅下２丁目10番15号　メゾン白鳩403号
債務者　吉田　伸次
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４６８号
名古屋市南区笠寺町字姥子山18番地　コーポ美佐和22号、従前の住所名古屋市西区幅下２丁目10番15号　メゾン白鳩403号
債務者　吉田富資江
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６号
沖縄県中頭郡西原町字徳佐田73番地の２
債務者　奥平　光彦
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第６２４１号
大阪府枚方市楠葉並木２丁目10番27号
債務者　秋重　　梅
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７６４号
大阪府高槻市柱本新町１番B10―511号
債務者　山口亜紀子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０３１号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　公団７―601
債務者　森井　光夫
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４号
大阪市此花区酉島１丁目５番１―516号
債務者　朝野　和司
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６２号
大阪市中央区谷町６丁目２番３―411号、事業所所在地大阪市中央区南船場３丁目12―３心斎橋セントビル６階602号室
債務者　空中美容室こと　簑田　雄一
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８４号
大阪府高槻市真上町６丁目63番６号、前住所大阪府高槻市奥天神町２丁目19番９号
債務者　喜多　太一
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部